

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	増毛町 予防接種に関する事務 評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

増毛町は、予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

北海道増毛町長

## 公表日

令和3年12月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予診票の発行、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収及び予防接種情報の管理等に関する事務を行う。 増毛町は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握、勧奨に関する事務 ②予防接種の記録に関する事務 ③予防接種の費用徴収に関する事務 ④各給付の支給に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号及び 別表第二の16の2、16の3、115の2の項  【情報照会】 番号法第19条第8号及び 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉厚生課
②所属長の役職名	福祉厚生課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	増毛町(総務課情報管理係) 増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地 0164-53-1666
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	増毛町(総務課情報管理係) 増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地 0164-53-1666

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I-5 ①	北海道増毛郡増毛町 福祉厚生課	福祉厚生課	事後	
令和1年6月21日	I-5 ②	福祉厚生課長 御代裕昭	福祉厚生課長	事後	
令和1年6月21日	II-1 対象人数 計数時点	平成28年4月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	II-2 取扱者数 計数時点	平成28年4月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	IV	記載なし	新規記載	事後	
令和3年2月1日	I-1 ①	<p>予防接種法に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。</p> <p>増毛町は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①予防接種の実施対象者の把握、勧奨に関する事務 ②予防接種の記録に関する事務 ③予防接種の費用徴収に関する事務 ④各給付の支給に関する事務</p>	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防票の発行、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収及び予防接種情報の管理等に関する事務を行う。</p> <p>増毛町は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①予防接種の実施対象者の把握、勧奨に関する事務 ②予防接種の記録に関する事務 ③予防接種の費用徴収に関する事務 ④各給付の支給に関する事務</p>	事後	
令和3年2月1日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一の10の項	番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項	事後	
令和3年2月1日	I-4 ②	番号法第19条 別表第二の17、18、19の項	<p>【情報提供】 番号法第19条 別表第二の16の2、16の3、115の2の項</p> <p>【情報照会】 番号法第19条 別表第二の16の2、17、18、19の項</p>	事後	
令和3年2月1日	II-1 対象人数 計数時点	平成31年4月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	
令和3年2月1日	II-2 取扱者数 計数時点	平成31年4月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	
令和3年2月1日	IV-6	[○]接続しない(提供)	[ ]接続しない(提供)	事後	
令和3年2月1日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事後	
令和3年6月9日	I-4 ②	<p>【情報提供】 番号法第19条 別表第二の16の2、16の3、115の2の項</p> <p>【情報照会】 番号法第19条 別表第二の16の2、17、18、19の項</p>	<p>【情報提供】 番号法第19条 別表第二の16の2、16の3、115の2の項</p> <p>【情報照会】 番号法第19条 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項</p>	事後	
令和3年12月24日	I-4 ②	<p>【情報提供】 番号法第19条 別表第二の16の2、16の3、115の2の項</p> <p>【情報照会】 番号法第19条 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項</p>	<p>【情報提供】 番号法第19条第8号及び 別表第二の16の2、16の3、115の2の項</p> <p>【情報照会】 番号法第19条第8号及び 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項</p>	事後	法改正に伴う修正
令和3年12月24日	II-1 対象人数 計数時点	令和3年2月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	法改正に伴う修正
令和3年12月24日	II-2 取扱者数 計数時点	令和3年2月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	法改正に伴う修正